

「ハウスオーナーズファイット」(「ハウスオーナーズファイット(マンション用)」)をご契約される皆様へ

重要なこととがらを説明しています。ご契約前に必ずお読みください。

ご加入いただく保険契約には、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項が適用されます。

※ここに記載したことから、主な注意事項です。詳しくは取扱代理店または当社に照会の上、普通保険約款・特約条項によりご確認ください。

地震を原因とする損害

火災保険では、地震・噴火・津波などを原因とした下記の損害については保険金をお支払いできません。



- ・火災による損害 (地震等により延焼・拡大した損害も含みます。)
- ・倒壊などの損害
- ・埋没などの損害
- ・津波などによる流出損害 など

- ◆居住用建物(住居のみ)に使用されている建物)および居住用建物に収容されている家財(生活用動産)を保険の目的とする場合は、ご希望されない場合を除き、「地震保険」を併せてご契約いただくことになっております。地震保険の補償内容、ご契約金額などについては、別途取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ◆「地震保険」をご契約されない場合には、申込書の「地震保険ご確認欄」にご捺印またはご署名をいただいております。
- ◆地震火災費用保険金のお支払いについては、地震保険契約の有無とは関係ありません。

家財の損害

◆建物のみ契約の場合、建物に収容される家財(生活用動産)の損害については保険金をお支払いできません。家財については補償を希望される場合は、別途ご契約金額を決めてご契約ください。



- ・タンスなど家具類
- ・テレビ、冷蔵庫など家電製品
- ・洋服、和服など衣料類 など

◆家財をご契約になる場合でも、下記の物は申込書に明記しないとご契約の対象になりません。(明記物件)



- ・1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画・彫刻物などの美術品
- ・構本、設計書、図案、証書、その他これらに類する物 など

ご契約金額の設定

◆建物や家財の時価額(注)に基づいて保険をつけておかないと、事故の際、損害額の全額をお支払いできない場合があります。

(注) 時価額とは、同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価を控除した金額をいいます。

(例) 建物の場合



- ◆金額協定保険特約や新価保険特約を付帯することで、再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)でご契約いただくこともできます。
- ◆保険期間が5年を超える価額協定保険特約を付帯したご契約については、将来の物価上昇により保険金額を30%以上増額する必要がある場合がございます。当社からお客様に保険金額調整と保険料請求のご案内をいたします。
- ◆追加保険料をお支払いいただく場合があります。追加保険料を全額お支払いできないことがあります。

申込書の記載事項

◆申込書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除となる場合があります。

契約後ご注意ください

◆ご契約後に下記の変更が生じる場合には、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご連絡が遅れた場合には保険金をお支払いできないことがあります。

- ・建物などの売却・譲渡等により名称変更するとき
- ・建物の構造または用途を変更するとき
- ・家財が保険の目的である場合に家族構成に変更があったとき
- ・家財などを引越により他の場所に移転するとき
- ・建物の買替え、増築・改築・一部取り壊し など

事故が起こった場合

◆事故が起こった場合には、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず当社とご相談の上、交渉をおすすめください。

その他注意事項

- ◆複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、設事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- ◆引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約の際にお約束した保険金・返戻金などが削減される場合があります。
- ◆火災保険については、ご契約者が個人、中小企業基本法に定める「小規模事業者」またはマニション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ◆金・返戻金については、引受保険会社が経営破綻した場合でも、保険金・返戻金などの補償は、損害保険契約者保護機構により、保険金・返戻金の全額が補償されております。
- ◆損害保険契約者保護機構の詳細につきましては当社または当社代理店までお問い合わせください。

保険契約にご加入いただく方以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの説明書に記載したことがらをお伝えください。

取扱代理店

夜間・休日事故サービスセンター

受付時間 ◆平日曜日・祝日/終日(24時間)
◆平日夜間/午後5時から翌日午前9時

損保ジャパンホットライン
0120-727-110

※「ハウスオーナーズファイット」は「金融機関融資住宅等火災保険特約」を付帯した住宅火災保険の商品名です。

※「ハウスオーナーズファイット(マンション用)」は「新団地保険特約」を付帯した団地保険の商品名です。

※保険契約にご加入される際には、ご加入される方ご本人が署名・ご捺印ください。契約申し込みの欄(クーリングオフ)につきましては同時にお渡している申込書のお客様控え面をご覧ください。